

近世琉球の「掠入」と生子証文の機能

伊集, 守道

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

50

(開始ページ / Start Page)

119

(終了ページ / End Page)

150

(発行年 / Year)

2023-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00030082>

近世琉球の「掠入」と生子証文の機能

伊集守道

はじめに

近世琉球の身分制は家譜の編纂に伴って成立する。家譜の本格的な編纂事業は、康熙二十八年（一六八九）年を契機とする。家譜の記載事項については、同年に設置された首里王府の行政機関である系図座が証拠書類と突き合わせたうえで、内容に問題が無ければ王府の公印を押して、提出者に返却した。以後、家譜を持つ者は士（サムレー）、持たざる者は百姓と位置付けられ、家譜の有無によって士農が区別される身分制社会が成立する。

生子証文とは、当時の士身分の出生届にあたる。出生者の父親が、一門・母方親類・与中などの次書（保証書き）を得て、首里王府の行政機関である大与座に生子証文を提出する。大与座では内容に

問題が無ければ、公印を押して公認したことを示したうえで提出者に返却した。公認済の生子証文は、出生者を家譜に書き入れるときの証拠書類として系図座に提出される。家譜に名前が記載された者は、公式に士の一員として登録されたことになる。^② 拙稿では、生子証文の証拠書類としての機能を前提として、咸豊十（一八六〇）年から同治元（一八六二）年までに生子証文の様式が変化したこと、変化の理由には当時横行していた「掠入」（違法な士身分の獲得）を防止する目的があったこと、首里王府は「掠入」を防止し冠船対応資金を獲得する狙いがあったことを指摘した。

このように生子証文は、士身分に登録するための重要な証拠書類ではあるが、家譜に名前が記載されると、本来の機能を終えることになる。これを裏付けるように首里王府の戸籍に関する法令でも、家譜仕次・札改^③が終了した後は「格護仕置候儀差免候」と、生子証文の保管は義務化されていなかった。^⑤ 首里王府は生子証文に対して、もともと期間限定の機能しか想定していなかったのである。

一方で士身分の家には、家譜・家譜仕次（以下「家譜等」とする）に出生者の情報が記載されているにもかかわらず、その者の生子証文が伝来されていることが多い。それも一通や二通ではなく数十通ほどまとまって残されている例も珍しくない。^⑥ さらには次のような史料も残されている。

史料 1^①

覚

一、御朱印系図壺冊

一、生子証文三拾五枚

一、仕次拾三冊

右入家箱壺通、

右通引渡如斯

御座候、以上、

嫡子

安座間筑登之^②

光緒五年己卯

四月十七日

安座間筑登之親雲上様

史料 1 は、家譜（「御朱印系図」）・生子証文・家譜仕次（「仕次」）を箱（「入家箱」）に入れ、その引き渡しを示す内容である。家譜・家譜仕次を含む重要な史料を引き渡していることから差出の嫡子

安座間筑登之は現在の家督、宛名の安座間筑登之親雲上は、安座間家の家督継承者と考えられる。光緒五（一八七九）年三月には、いわゆる琉球処分により琉球王国は事実上消滅してしまい、国内が混乱している時期に作成された史料である。しかし、未だ慣習は残っていたと考えられ、士身分の家が代々どのような文書を引き継ごうとしたかをうかがうことはできるだろう。史料1には、家譜等と並んで「生子証文三拾五枚」も記載されており、家の重要文書として意識的に引き継いでいるのがわかる。現在、残念ながら安座間家の家譜等は残されていないが、生子証文は三十六枚が確認できる⁽⁸⁾。これらの生子証文は、出生者の情報が家譜等に記載されていないため後裔に引き継いだものもあつたと考えられるが、その多くは記載済だった可能性が高い⁽⁹⁾。つまり、証拠書類としての機能を終えた生子証文も、家の重要文書として後裔に引き継がれているのである。拙稿では、生子証文の証拠書類という機能を前提としていたため、これだけの生子証文が残されてきた理由を十分に説明できていなかった。

では、出生者情報が家譜等に記載されたにもかかわらず、生子証文はなぜ各家で引き継がれてきたのだろうか。その理由を明らかにするためには、首里王府の当初の想定に反して、家譜に出生者情報が記載されたあとも、生子証文は何らかの形で二次的に機能していた（もしくは機能が期待されていた）と考える必要があるのではないだろうか。かかる認識のもと、本稿では、生子証文の機能（以下、特に断らない限り生子証文の機能とは、家譜に出生者情報が記載された後の二次的機能を指すも

のとして用いる)について検討する。また、あわせて生子証文の機能が必要となつた理由についても言及したい。

第一章 調査される生子証文

本章では、具体的に近世琉球末期に起こつた「掠入」に関する二つの裁判事例に注目することで、生子証文の機能を検討する。「掠入」とは、本来その役職や身分になれないものが、違法にそれらを獲得してしまうことである。本稿では特に違法に土身分を獲得することを意味するものとして使用する。

検討に入る前に近世琉球の裁判に関する先行研究を整理しておく。奥野彦六郎氏は、近世琉球の裁判は、一七三〇年以降から体系化されつつあつたと指摘する。すなわち一門・親類・与をもつて第一次裁判所、各行政区の行政機関をもつて第二次裁判所、そして首里王府直轄の平等所(裁判所)をもつて第三次裁判所と位置付けている。しかし、第一、第二といふのは上訴を想定したものでなく、下級で解決ができなかつた案件の移管先であつたとされる^⑩。豊見山和行氏は、①島津氏支配によつて引き起こされた紛争、②首里王府と民衆間における紛争、③王府が介在しない民衆間の紛争という3つの次元の裁判を分析している。①では、慶長十四(一六〇九)年島津侵入以降も琉球国の人が起こした事件について、島津氏は琉球国で処分させていたこと、②では、首里王府が民衆間の紛争

解決を否定し、王府の裁定に従うべきという方針であったこと、③では、首里王府が民衆間での紛争解決を否定していたにもかかわらず、村の慣習法により「法外者」を裁く例が残っていたことを明らかにしている。⁽¹¹⁾

近世琉球の裁判制度を考えるうえでどちらも参考になる指摘である。本稿はあくまで生子証文の機能を明らかにすることが主眼のため、裁判制度には深く立ち入らないが、奥野氏の指摘する第一次・第二次・第三次裁判所において、具体的に案件がどのように移管されたのかも注目して検討を進めたい。

(二) 「宿氏平田方系凶盗掠入候者并係合之者共口問」の事例

本稿で扱う裁判事例は「平等所記録」を典拠としている。この史料は戦前の那覇地方裁判所に残されていたもので、その一部が筆写されて現在に伝わっている。時代としては琉球王国末期となる十九世紀後半の判例がほとんどとなるが、当時の平等所で扱われた裁判事例を知ることができる唯一の史料である。⁽¹²⁾

まずは、「平等所記録」から咸豊十(一八六〇)年～同治八(一八六九)年と長期間に及んだ戸籍裁判を検討する。既に渡辺美季氏によって「掠入」の実例として紹介されているが、本稿の問題点にひきつけて改めて検討したい。裁判の概要は次の通りである。⁽¹³⁾

首里城正殿の龍頭を製作したことや中国から釉薬を持ちこんだことで著名な平田典通は、後にその

功績が認められて新參の士に取り立てられた¹⁵⁾。しかし、その息子典寛は男子の出生に恵まれず、平田家の後裔が途絶えつつあったため、外孫などから嗣子を迎え入れるまでの間、家譜はいったん平田家の親類の家に預けられることになった。その家譜に目を付けたのが、首里金城村出身の長嶺筑登之親雲上であった。長嶺は何の縁もない百姓（無系）に平田家の跡目を相続させて、その百姓から相應の札銭を受け取る算段を立てる。平田家の親類の家からうまく家譜を持ち出した長嶺は、さらに記載内容まで書き換えてしまい「掠入」の斡旋を試みるが、結局その企みは発覚してしまった。長嶺は八重山へ一世流刑となり、書き換えられた家譜は、記載内容を元に戻すため、系図座預かりとなった。

しかし、平田家の家譜は再び「掠入」の対象となってしまう。新たに壺屋村の島袋が平田家の子孫と申し出たため平田家の家譜は彼らの手に移ることとなった。島袋は所定の手続きを滞りなく済ませ、平田家の家譜には無事に島袋一族の名前が書きこまれた。島袋一族は首里王府から正式に士身分として公認されたのである。実は、この島袋も平田家子孫と詐称し、「掠入」を犯していた一族であった。しかし、この「掠入」はしばらくすると露見してしまう。その理由は、不正に気付いた平田方の本物の親類である佐久川里之子親雲上と比嘉筑登之親雲上から訴えがあり、平等所から取り調べを受けたためであった。平等所が取り調べを始めた経緯は次のように記されている。

去申（咸豊十（一八六〇）年、筆者注）閏三月平田方親類汀良次村嫡子佐久川里之子親雲上・浦添間切牧港村境内居住久場川村三男比嘉筑登之親雲上ト訟出趣有之、壺屋村平田ヲ召寄、①系図之成行・名字嶋袋ト為唱次第ヲ相尋候処、…（中略）…双方実否札付其片付無之候テハ右相続之故障ハ勿論、大切成御朱印系図主致混乱、掠入ニモ可相成哉、於御系図座分明難札付、且故嫡子平田筑登之典蕃子孫ト申都合八人、桃原村向氏安和里之子名子ヲ以、②去午十月後生子訟申出、札方之上御取持被仰付置候処、去申三月平田与中ヨリ安和名子ハ不拘置候間、再札被仰付度申出候上、平田方子共二重生子證文申請候座印モ大与座印トハ相替候付、平田并与中、右池原・佐久川召寄相尋候得共符合不致、於大与座札方不罷成候間、於平等方札方被仰付度：

①は系図座、②は大与座が疑いをもった内容となる。まず系図座が調査したのは、平田方の系図が鳥袋に渡った経緯と、平田という名字にかかわらず、なぜ鳥袋と名乗っていたかというものであった。この疑問に対して鳥袋が回答するものの、他の関係者と証言が符合せず、系図座での糾明は難しいと判断されてしまう。

次に大与座が調査したのは、後生子訟と二重生子証文（再発行の生子証文）であった。後生子訟と

は、大与座の判断で受け取りが可能な期日に生子証文の提出が間に合わなかったため、期日を超過した理由を記載して特別な受理を請う歎願状、もしくは歎願行為そのものを指す^⑧。後生子訟には、保証人として与中の次書が必要であったが、その与中から後生子訟の手続きで不正があったと訴えがあったのである。平田典蕃の子孫とされた鳥袋の八人は、桃原村安和里之子の名子（借家人）として後生子訟の手続きを進めていたが、安和里之子に名子はいないと与中から告発されたのだった。さらに、鳥袋が所持していた二重生子証文には公認したことを示す「大与座印」とは違う印（後に偽造印と発覚）が押されていたことも指摘された。大与座は、鳥袋や関係者を呼び出して名子や「大与座印」について尋ねたところ、系図座と同じように証言が符合せず、当座では糾明できないと判断される。

結局、系図座・大与座の奉行・中取は、それぞれの上位機関である御鎖之側・泊地頭を介して平等所にこの案件を引き継ぎ本格的な裁判が始まるのである。平等所は系図座・大与座が疑いをもった点を含めて再度調査を行い、最終的に鳥袋が平田家の家譜に「掠入」した事実が露見していくのであった。与中が問題点を告発し、首里王府の關係部署（系図座・大与座）が調査し、矛盾点を洗い出したうえで、平等所に「掠入」の案件が引き継がれている。奥野氏の指摘を裏付ける実例であるが、本稿の問題関心から注目したいのは、「掠入」が疑われた際に、調査対象とされた史料のなかに家譜と二重生子証文が含まれていることである。このとき既に家譜には鳥袋一族の名前が記載されており、士身分であることを証明する証拠書類でもあった。逆に二重生子証文は本来の機能を終えているため、調

査する必要のない書類のほずである。しかし、ここでは家譜のみならず、家譜記載の根拠となった二重生子証文も調査することで彼らが正式な手続きを経て士身分にあるかを判断している。二重生子証文と生子証文の役割は変わらないので、史料2と同様な「掠入」が疑われたときは、生子証文も同じく調査の対象になっていたと想定されるのである。

(二) 「脇腹之子ヲ本妻之子ト申、系ニ掠入候者口問」の事例

前節では、正式な手続きを経て士身分にあるかを確認するため、本来の機能を終えた生子証文が調査されることがあったと指摘した。次にもう一つの戸籍に関する裁判を検討して、⁽¹⁹⁾ 生子証文の機能をより明確にしたい。

ある時、本部間切満名村の玉城筑登之親雲上が殺害される事件が起こった。犯人は同間切伊豆見村に住む士身分の久場筑登之親雲上兼雅とされた。そこで、殺人事件の犯人である兼雅の素性を調べていくと、「掠入」によって不正に士身分を獲得した人物であったことが判明した。兼雅の父兼清は若い頃に本部間切満名村のナベと関係を持ち、兼雅が出生した。しかし、その後ナベは「カン細工屋」へ嫁ぎ、兼清は士身分の娘である真伊奴を娶る。やがて、兼清と真伊奴の間には兼由が誕生した。兼由の誕生を機に、兼清は先に出生した兼雅も含めて家譜に登録しようとするも、真伊奴は「脇腹ニ出生之子嫡子ニ召成候儀」に納得しなかった。結局妥協案として、後に出生した兼由を嫡子とし、先に

出生した兼雅を次男と偽った生子証文を作成し、家譜に登録したのである。以上のような経緯で、殺人事件とは別に、兼雅は「掠入」の罪も取り調べられることになる。同治八（一八六九）年にくだされた平等所の判決は、兼雅を次男としたのも違法だが、兼清とナベが「密々」に関係して出生した兼雅についても、本来家譜に登録される資格はないという内容であった。この判決を受けて、兼雅は士身分を剥奪されてしまうのだが、その方法は次のようになる。

史料^② 3

右久場兼雅ハ①大与座生子帳ヨリ消除、且②同人系紀之儀於御系図座消除、系図モ同所ニテ御法之通首尾方サセ候様被仰付可然哉ト吟味仕候、

附、本文次男久場兼雅③生子証文之儀取揚、大与座へ相届候間、彼座ニテ相廢候様可被仰付候、以上、

①大与座が所管する生子帳から兼雅の情報消除、②家譜から兼雅の情報消除、附けたりとして③兼雅の生子証文の廃棄、という方法が取られている。これは逆に言うと、これらが士身分を証明する史料として扱われていたことを示している。つまり、①出生者が記載された生子帳、②出生者が記載された家譜、③生子証文である。生子帳は大与座が所管する帳簿となるので、士側が自身の身分を証明

するためには、②出生者が記載された家譜、③生子証文が必要であった。これらは、史料1の家督相続の際に引き継がれた重要文書（家譜・家譜仕次・生子証文）とも重なるのである。また、③の「生子証文之儀取揚、大与座へ相届候間」を見ると、ここでも生子証文は大与座で調査されていた様子がある。

以上、2つの裁判例を検討した。これらの裁判例から指摘できるのは、生子証文は証拠書類としての機能を終えた後も、「掠入」の疑いがかかった際は調査されることがあったという点である。では、なぜ家譜の記載だけでなく、記載の根拠となった生子証文の確認が必要であったのか。その背景には横行する「掠入」の影響があったと考えられる。詳しくは拙稿で述べたので結論のみいうと、十八〜十九世紀にかけて違法に生子証文を手に入れ、士身分を獲得する「掠入」が跡を絶たなかった。二重生子証文を偽造した壺屋村の島袋や、虚偽の事実を記載して生子証文の公認を受けた久場家のような例は決して珍しいものではなかった。このように生子証文は、家譜に士身分として登録されるとき重要な証拠書類となるため、「掠入」を企てる者は、その獲得に奔走するのである。そこで、首里王府側も「掠入」の疑いがかかったときは、家譜にその名前が有るか否かだけでは士身分を判断せず、名前を記載する根拠となった生子証文についても、正式な手続きを経て獲得したものか調査するようになったと考えられる。つまり、横行する「掠入」の影響で、家譜の記載のみでなく、正式な手続きを経た生子証文を所持しているかも士身分を判断する基準となっていたのである。史料3に見た士

身分の剥奪（生子証文の廃棄）は、まさしくこの基準を前提としなければ、なし得ない行為であったと言えよう。

第二章 「掠入」横行の理由と動機と費用

前章において、生子証文は、家譜に出生者の名前を記載するまでの期間限定の機能だけではなく、横行する「掠入」の影響で、家譜記載後は士身分を判断する基準として機能するようになったことを指摘した。

「掠入」は、後生子訟の形式を装って企てられることが多かった⁽²²⁾。その理由は、出生から長期間経過した生子証文であれば、当時のことを知る関係者が少なく、「掠入」する側にとって情報操作しやすい利点があるからである⁽²³⁾。そのため、長期間に及び家譜に後継が記載されず、家譜仕次が途絶えつつある家は、「掠入」側からの格好の標的であった。史料2の平田家が二度も「掠入」を試みられたのは偶然ではない。首里王府側でもこの点はよく認識されており、後生子訟があったときは「掠入」を疑い、特に厳しい調査を大与座に課していた⁽²⁴⁾。そして、生子証文が公認を受けたとしても「掠入」が疑われれば、第一章で見たように再調査することがあったのである。

逆に士側にとって首里王府から「掠入」を疑われない、または他者から「掠入」をされない対策

は、A期日通りに生子証文の公認を受けて家譜仕次を行うこと、B正式な手続きを経た生子証文を保管することであった。Aは首里王府から疑われるリスクを回避し、他者に「掠入」の隙を与えない対策であり、Bは、もし家譜記載後に首里王府から「掠入」が疑われたとしても（または他者から「掠入」を試みられたとしても）、正式な手続きを経て士身分にあることを証明するための対策であった。理想はA・Bどちらも実行することであったが、何らかの理由でAが実行できず後生子訟になったとしても、次善策としてBだけでも実行されたと考えられる。士の各家で生子証文が残されてきたのは、生子証文の機能が認識されたことを前提に以上のような理由があったからである。

では、対策を取らなければならないほど（生子証文が士身分を判断する基準となるほど）、「掠入」が横行した理由は何だったのだろうか。もちろん「掠入」は露見すると罰則を受けるが、どうしてリスクを冒してまで、違法に士身分へ上昇を図る者が絶えなかったのだろうか。本章では身分上昇の動機とそれを実現するための費用について検討することで、「掠入」が横行した理由を検討する。

（二）身分上昇の動機

「掠入」し、士身分を獲得する動機として、まず思いつくのは経済的理由である。士となることで、首里王府の官職に就き、安定した収入を得ることが挙げられる。しかし、これだけでは動機を十分に説明したことにはならない。なぜなら、近世琉球では多額の献金によって合法的に士身分を獲得する

者もおり、これだけの献金を準備できる者が経済的理由のみで士身分を獲得したとは考えにくいからである。

ここで身分上昇の動機を示す興味深い史料がある。既に田名氏によって概要は紹介されているが、史料そのものが示されたことはない。長文だが重要な史料なので、全文を次に示す。

史料⁽²⁶⁾
4

口上覚

恐多御座候得共申上候、私共事山川村常氏次男故平良子専用子孫ニ而御座候處、右専用事素より困窮之者ニ而、美里間切東恩納村へ住居仕、作業之働を以致渡世子孫共ニも同斷、極窮ニ而日々之當方ニ取紛リ、生子訴相後り候付A去拾三年戊巳年ニ者、右訴一件、其年之大与座加勢筆者大鈍川村次男賀数里之子相頼、右入料与して錢六百貫文相渡、左候而其以後生子訴相濟為申与、彼ノ賀数より申達有之候付、致慶悦、早速村所江茂相弘ミ、其時祝儀として村江焼酎六沸・膳盛之肴五通相進候處、一統相祝ひ大分之物入茂仕候處、B去未年ニ者、右賀数大与座御印を掠ふり、諸方生子後り之方、右印押相渡候方茂有之由ニ而、諸間切江御廻文被仰付、私共ニ茂被出拔候付、形行書付間切江申出、左候而平等所御方江茂御申出為被成段、間切江別紙之通御書留茂相見得候付、猶又形行奉訴後り生子之願申上度、此迄村所江

段、致相談候上、門中江茂罷下相談を加へ候得共、基ひ不相分与申、相談請合不申事御座候、我、事士之子孫ニ而住居之段者、先、より村所之者共伝承居候處より、賀数江被出拔候、右焼酎・肴等大分令物入、受納為有之積、抑皮ノ所百姓ニ而候ハ、何分村江物入仕候而茂、受納有之間敷、C 殊更村、者共よりは迄私共江者、たん前又は捨兄杯与相唱為申事候處、頃日至而者、何様村一決仕候哉、是迄之唱振相替、村之者同前押付候次第御座候、且又此間右後リ一件付村中揃合之砌、上ふん門ノとぐ安慶名より地頭叶一件内物語之時、藏ん当ノ平良筑登之親雲上江たん前与相唱候付、惣頭おかへノ登川筑登之親雲上より何様之儀ニ而右平良江たん前与申候哉、其科分として焼酎式沸可差出与懸合有之候付、彼ノ安慶名より右平良江者此迄村中一統ニ而たん前与申候を、私江科相懸候ハ、何共合点不仕、何そ方江茂致披露候共不苦与申、揃合之中ニ而、段々怒リ立候付、終ニ右科相懸候儀差置為申由、此等を以者、村中一統一決仕居候儀相違無之与相見へ、左候得者村中江相對之相談何共相調不申、至極心配仕居申事御座候、依之奉訴候者、私共事右通祖親代より極窮之者共ニ而、当村江致住居、系落相成、旁不連ニ而候哉、賀数江茂被出拔、村中ニ茂一決ニ而、右次第此躰ニ而者、後生子奉願候儀、何共難成次第御座候間、何卒前文旁之形行、双方御糺方之上、何分御片付被仰付被下度、自然間切ニ而御糺方難御手を附儀茂御座候ハ、向、江茂御差出、住居之形行実否明白ニ相成候様御取計被下度、偏ニ奉願候、此旨可然様被仰上可被下儀奉願

候、以上、

附、賀數一件、間切江首尾書写、老通取添差上申候、

已

美里間切東恩納住居

十月

登川筑登之[㊦]

同

平良筑登之親雲上[㊦]

右申出之通、何分御糺方被仰付被下度奉存候、以上、

十月

平良筑登之[㊦]

同本部間切健堅村住居嫡子

平良筑登之[㊦]

同

平良筑登之親雲上[㊦]

同

平良筑登之親雲上[㊦]

同泊村

平良筑登之親雲上[㊦]

まず史料4の年代を絞り込みたい。A「去拾三年戊巳年」は別史料から道光十七（一八三七）年の間違いである可能性が高い。なお、「戊巳」は存在しない干支である。^②次に首里王府から廻文が発給されたB「去未年」は、道光十七年以降となる。候補としては、道光二十七（一八四七）年、咸豊九（一八五九）年がある。さらに史料4は「去未年」以降の「巳」年の作成になるので、咸豊七（一八五七）年、同治八（一八六九）年のどちらかの年代となる。ひとまず作成年代は十九世紀中頃としておきたい。差出は平良子専用の子孫である登川筑登之と平良筑登之親雲上である。宛て先は判然としないが、いずれにしろ首里王府に対する訴えであることは間違いない。

長文のため全てを訳すことはできないが、本論と関係する部分を中心に説明したい。もともと平良専用は首里山川村に出自を持つ士であるが、経済的に困窮していたため、美里間切東恩納村に居を移し、「作業之働」（農業）をしながら生活を送り、その子孫も同様の生活を送っていた。そのため、日々の営みに紛れて、新たに出生した者の生子証文の手続きが遅れていた。そこで、大与座加勢筆者の賀数に頼んで銭六百貫を支払い、生子証文の手続きを済ませてもらった。しかし、首里王府からの「廻文」によって、賀数は「大与座御印」を不正に使用しており、生子証文の正式な手続きは完了していなかったことが発覚した。賀数に出し抜かれてしまった登川や平良は再度生子証文の手続きを済ませようとするが、本当に士身分かどうかを怪しむ「村所」の協力を得ることができなかった。そこで、自分たちが士身分として東恩納村に居住していることを明らかにして欲しいと首里王府に歎願する。

注目すべきはCである。今までは村の者達から、士身分として「たん前」(タンメー)「捨兄」(舎兄)と敬称されていたが、最近(士身分を怪しまれるようになってから)は敬称ではなく村の者同前に扱われていると嘆いている点である。東恩納村に移住してからも、平良専用の子孫は、士身分として敬われていた様子がうかがえる。田名氏も村人たちが彼らを敬ってきたと指摘している。⁽²⁸⁾平良専用やその子孫たちのように、士身分でありながら地方(間切)に移住することを屋取(ヤードウイ)という。⁽²⁹⁾その多くは経済的困窮が原因で移住し、農業などで生計を立てるため、時には「百姓素立」と説明されることもある。⁽³⁰⁾しかし、Cからは、例え百姓と変わらない生活を営んでいても、士身分は百姓とは別格の上位身分と認識され、厳然と区別されていたことが判明する。

このように身分上昇の動機は、十九世紀中頃に至っても維持された士農の身分秩序にあり、士身分は歎願してでも獲得(維持)したい社会的ステータスだった点にあったと考えられるのである。

(二) 身分上昇の費用

百姓が士身分に上昇するためには、合法と違法の選択肢があつた。合法的な選択肢から言うと、国に多大な功績を果たした者や多額の献金をした者は、首里王府から士身分が授与された。献金に限って言うならば、尚育王・尚泰王の在位期には十六万貫を献金することで、士身分を得ることができ、彼らは「買い士」(コーイーザムレー)と呼称された。⁽³¹⁾もちろん十六万貫とは、あくまで王府への献金

額のみの話で、別途家譜作成費や諸手続き費用もあっただろう。

翻って、違法な選択肢とはこれまで述べてきた「掠入」である。実は、「掠入」は違法ではあったが、合法的な献金に比べると、はるかに少ない費用で手続きを進めることができた。わずかではあるが、実例を次に示そう。

史料2でも登場した壺屋村の鳥袋は、平等所の調査によって「掠入」の実態が明らかとなった一族である。調査の過程において平等所は、「赃物支配」（賄賂の分配）として鳥袋が「掠入」を実現するため関係者へ不正に送った金品を書き残している。さらに品物については金銭に換算した額が記載されており、「掠入」に要した費用の概要を知ることができる。

表1の仲松里之子は首里立岸村出身の士である。系図座に保管されていた平田家の家譜に目を付けた人物であり、当初は玉城間切富名腰村居住の無系花城・渡口の継り入りを斡旋していた。しかし、後に花城・渡口の斡旋を止め、渡口の親類である壺屋渡口の婿養子鳥袋の「掠入」を斡旋するようになった。鳥袋からは、銭換算すると六二四貫七百分の赃物を得ている。表2の池原筑登之は系図座加勢筆者である。鳥袋らの生子証文の手続きを仲介し、家譜の書き換えにも関与した。同じく鳥袋からは一一六九貫六百分の赃物を得ている。表3の賀数里之子は池原筑登之から依頼されて、鳥袋の後生子訟の手續きに必要な与中の署名・押印を工面した首里桃原村出身の士である。さらには「大与頭印」も偽造して、偽の二重生子証文（再発行の生子証文）も作成した。鳥袋から銭換算して五二八貫

五百文の赃物を得ている。表4の上地里之子は嘉味田里之子親雲上の甥孫（甥の子ども）である。嘉味田は首里赤田村出身の士で、「壺屋村筆者」として壺屋に住んでいた。島袋が「掠入」するため後生子訟の手続きをするとき、嘉味田は親類として証人となった人物である。もちろん親類というのは虚偽である。嘉味田が七十余歳で子もいないので、上地里之子夫婦が嘉味田の家に入って世話をし

表1 仲松里之子が受け取った赃物

赃物	数量	銭換算
銭		600貫文
花活	1対	3貫文
アカマカイ	1?	5貫文
茶家	2ツ	3貫文
茶碗小	2束	6貫文
酎家	1ツ	2.5貫文
盃小	1ツ	0.2貫文
手水鉢	1ツ	3貫文
サアブン（大水鉢）	2ツ	2貫文
合計		624.7貫文

表2 池原筑登之が受け取った赃物

赃物	数量	銭換算
銭		1083貫文
中手春寒（どんぶり）	3束	15貫文
中茶碗	2束	8貫文
茶碗小	3束	12貫文
同升（どんぶり）	入子3組	30貫文
半胴甕	1ツ	12貫文
摺鉢	2ツ	1.6貫文
手水鉢	1ツ	3貫文
アラマカイ	2束	5貫文
合計		1169.6貫文

表3 賀数里之子が受け取った赃物

赃物	数量	銭換算
銭		500貫文
酎家	3ツ	7.5貫文
茶家	1ツ	1.5貫文
茶碗小	1束	3貫文
手水鉢	1ツ	3貫文
茶家	3ツ	4.5貫文
茶碗小	3束	9貫文
合計		528.5貫文

表4 上地里之子が受け取った赃物

赃物	数量	銭換算
銭		300貫文

赃物の銭換算合計	2622.8貫文
----------	----------

※崎浜注14著書534～538頁を参照して作成。

いた。嘉味田が老齢のため、後生子訟に伴う大与座の取り調べは上地が代理で出向いていた。上地は、平田家の家譜と矛盾が生じないように、鳥袋の墓に安置していた厨子の銘書の書き換えも手伝っている。上地は、鳥袋から銭三百貫文を得ていた。⁽³³⁾

合計すると鳥袋は赃物として二千六百二十二貫八百文を支出している。これらは違法な金品の受領として処理された金額である。この他に違法とされなかった費用（筆紙墨代、慣例とされた大与座への茶代、後生子訟に伴う罰金など）が千九百十七貫文あった。⁽³³⁾ これらを含めると、鳥袋の「掠入」には少なくとも四五三九貫八〇〇文の費用がかかったことになる。合法的な身分上昇の費用（献金）十六万貫と比較すると、一割にも満たない額であった。無論、この例のみをもって「掠入」の費用とすることはできないが、合法的な金額には遠く及ばない額であったことは容易に想像がつかだろう。身分上昇を志向する百姓たちが、合法的な献金ではなく、違法な「掠入」を選択した理由は、こうした桁違いな費用の差にもあったと言える。

「掠入」横行の背景として、身分上昇の動機とそれを実現するための費用を検討してきた。十九世紀中頃に至っても近世琉球の社会では、厳然と士農の身分秩序は維持され、士は上級身分という社会

的ステータスとして認識されていた。そのため、身分上昇を志向する百姓たちが跡を絶たず、彼らが目的を達成するためには合法（献金）・違法（「掠入」）の選択肢が準備されていた。合法的な選択肢では多額の献金が必要であったが、違法な選択肢では、合法に比べると罰則を受けるリスクを伴うものの、はるかに少ない費用で身分上昇することが可能であった。百姓たちのなかには、より少ない費用で済む「掠入」を選択し、身分上昇を試みる者が絶えず存在したのである。十八〜十九世紀にかけて「掠入」が横行した理由は、以上のような社会的背景があったからと考えられる。

また、今後の課題になるが、「掠入」が横行した理由を考えるにあたって、士身分になるための手続きを代行・仲介した人物にも触れておきたい。史料2の島袋家の「掠入」を斡旋した仲松里之子や、家譜の書き換え等を手伝った系図座加勢筆者池原筑登之、史料4の平良の「生子訟」（縋り入り）を請け負った大与座加勢筆者賀数里之子といった人物である。これらの人物像からは、自らの職能や人的関係を活かして、行政手続きを代行・仲介した人々の存在が浮かび上がってくる。今回の例でいうならば、家譜仕次や生子証文の手続きは、所定の様式にもとづき特定の行政機関に提出する必要がある。円滑に手続きを進めるためには、専門知識を有する者、つまりは系図座や大与座の役職経験を有する者の協力は不可欠であったと考えられる。もしくは、彼らとの仲介が可能で人物の協力でも良かっただろう。首里王府の役職には限りがあり、役職に就けなかった（もしくは役職に就けたとしても十分な収入を得られない）多くの士は、生計を立てるため別の方法で収入を確保する必要があっ

た。³⁴⁾生活を維持するために自らの職能や人的關係を活かして行政手続きの代行・仲介を試みる仲松や池原のような者は、士社会に相当数存在していたとみるべきである。当然、合法的な行政手続きを代行・仲介することで収入を得る者もいたと思われるが、なかには百姓の身分上昇欲求を利用し、より多くの収入（「赃物」）を求めて違法な「掠入」を積極的に代行・仲介する者も存在したと考えられる。さらに事例を集めていく必要があるが、「掠入」が横行した背景には、こうした士の経済状況に起因する代行・仲介業を請け負う存在にも注意を払う必要があるだろう。

おわりに

最後に検討してきたことをまとめておきたい。本来、生子証文は出生者を家譜に記載するための証書類であり、期間限定の機能しか想定されていなかった。しかし、十八世紀～十九世紀に横行した「掠入」の影響により、生子証文には当初想定してなかった機能が追加されるようになる。

「掠入」が横行した理由は次の通りであった。十九世紀中頃に至っても琉球国では士農の身分秩序が維持されており、士身分は歎願してでも獲得したい社会的ステータスとして認識されていた。さらに士身分を獲得するためには多額の献金による合法的な方法と、それに比べると遥かに少額で済む「掠入」という違法な方法があった。身分上昇を試みる百姓たちのなかには、経済的負担が少ない「掠

入」を選択する者も数多く存在していたのである。

「掠入」は、虚偽を記載した生子証文にもつき、出生者の名前を家譜に書き入れることで実行された。そこで、首里王府側も「掠入」の横行にともない、家譜に名前が有るか否かだけでは士身分を判断せず、名前を記載する根拠となった生子証文についても、正式な手続きを経て獲得したものの調査するようになっていった。ここに至り、期間限定の機能しか想定されていなかった生子証文は、士身分を判断する基準としても二次的に機能するようになったのである。史料2・3で見たように、少なくとも十九世紀後半には士身分を判断する基準として生子証文は機能していたと考えるが、いつから機能していたかは明らかにできなかった。今後の課題としたい。

今まで近世琉球の身分制、特に士農の区別は家譜の所持を中心に論じられてきた。もちろん家譜が士身分を表象する重要な史料であること自体に異論はない。しかし、家譜以外の史料について、もつと目を向けられるべきではないだろうか。本稿で検討してきたように、生子証文も士身分の判断基準として重要視されるようになっていく。士身分の各家では「掠入」の疑いを受けないよう、または受けたとしても抗弁できるように、家譜等と共に公認を受けた生子証文を蓄積し、後裔に引き継いでいく必要があった。言い換えると、士身分を安定的に維持するために、家譜等や生子証文が各家で伝来されてきたのである。史料1でみた文書の引き渡しは、これまで士社会において幾度となく繰り返されてきた、士身分を維持するために必要な重要書類を次の家督継承者に託した一場面を捉えたもので

あったといえよう。

【注】

- (1) 田名真之「琉球家譜の成立と門中」(『歴史学研究』七四三、二〇〇〇年)、同「琉球家譜の成立とその意義」(『沖繩近世史の諸相』ひるぎ社、一九九二年)。
- (2) 拙稿「近世琉球の生子証文」(『古文書研究』九二、二〇二一年)。以下、拙稿とはこれを指すものとする。
- (3) 家譜仕次とは、家譜に追加記載する行為、もしくは追加記載のために作成した書類そのものの名称である。
- (4) キリシタン禁制の目的(後に形式化し、実質は人数改を目的とするようになる)で、実施された宗旨調査を宗門改または札改という。調査の結果、問題のない住民に対しては手札(木札)を交付した(高良倉吉氏執筆「宗門改」『沖繩大百科事典』沖繩タイムス、一九八三年。以下「大百科」と省略する)。
- (5) 「大与座規模帳」(以下「規模帳」と省略する)は、大与座の職務に関する法令集成である(渡名喜明氏「解題」『沖繩県史料 前近代6 首里王府仕置2』一九八九年に所収。以下「仕置2」と省略する)。乾隆三十四(一七六九)年・乾隆五十四(一七八九)年と改定され、その後の追加法も収載している。大与座の職員が交替するときには、先役から「座印」(「大与頭印」と共に「規模帳」を引き継ぐことが規定されており(「仕置2」五九頁)、職務を遂行していくうえで参照されていたことがわかる。この「規模帳」に生子証文の保管に関する規定が掲載されている(「仕置2」七八頁)。

(6) 収集した生子証文の典拠は次の通りとなる。「新城家文書」、「伊江御殿家資料」(那覇市歴史博物館HPで閲覧可能)、「伊是名銘荊家文書四」(資料コード〇四〇〇一四一八)、「傳姓池原家文書2」(資料コード〇四〇〇〇六六八)、「王姓小波家文書」(資料コード〇四〇〇〇六七六)、「小橋川家文書」、「沙姓新垣家文書」(資料コード〇四〇〇〇六六九)、「証文綴安座間家」(資料コード〇四〇〇〇六七二)、「楚南家文書」(資料コード〇四〇〇〇一九八〇)、「渡嘉敷家文書」(資料コード〇四〇〇〇六七七)、「中山家文書」(資料コード〇四〇〇〇六八〇)、「百名家文書」(資料コード〇四〇〇〇一四二七)、「新參永世家譜」(氏集番号八一―二七七八)、「湛姓家譜支流屋良家」(氏集番号八一―九五七)、以上は那覇市歴史博物館所蔵。資料コード・氏集番号がある史料は写真本やコピー等で架蔵されており、史料名のみものは画像データを所蔵している。「許田家文書」は宜野座村立博物館が画像データを所蔵、「嶺井家文書」は名護博物館学芸係が写真本を所蔵している。このうち「伊是名銘荊家文書四」は「伊是名村史 中巻」(一九八八年)、「傳姓池原家文書2」「百名家文書」は『那覇市史 近世資料補遺・雑纂 資料篇 第1巻12』(二〇〇四年)、伊江御殿家資料は「伊江御殿伝世品展」(那覇市歴史博物館、二〇〇九年)、嶺井家文書は『名護市史・資料編5 文献資料集2 羽地寄留土族関連資料』(二〇〇五年)で翻刻されている。

まとまった生子証文が伝来している例を挙げると、「新城家文書」八通(家譜等に記載済のものは、この内八通。以下同)、「伊江御殿家資料」二三通(内一二通)、「伊是名銘荊家文書四」五通(内四通)、「傳姓池原家文書2」二三通(内二三通)、「王姓小波家文書」三三通(内三二通)、「沙姓新垣家文書」一一通(内

一〇通)、「証文綴安座間家」三六通(家譜・家譜仕次が未発見)、「楚南家文書」一一通(内六通)、「渡嘉敷家文書」一二通(内九通)、「百名家文書」二四通(内一九通)となっている。

(7) 「証文綴安座間家」七頁。

(8) 史料1の時点から伝来の過程で一枚追加されたようだが、経緯は不明。

(9) 安座間家の生子証文のうち四通は、系図座の割印が押印されており(「証文綴安座間家」二七―二九・三四頁)、系図座の審査を受けて家譜等に記載されたと考えられる。

また、家譜等と生子証文を対照できる家(注6「まとまった生子証文が伝来している例」参照)を見ていくと、同治八(一八六九)年以前に作成された生子証文の出生情報は、そのほとんどが家譜等に記載済である(一一七通中一一五通が記載済)。同治九年以降の家譜に記載が確認できない生子証文については、家譜仕次を終えないまま琉球処分を迎えたと考えられる。安座間家の生子証文は三六通中二二通(系図座の割印が押されたものを含む)が同治八年以前に作成されており、その多くは家譜に記載済であった可能性が高い。

(10) 奥野彦六郎『沖繩の人事法制史』(至言社、一九七七年)九九頁。

(11) 豊見山和行『犯罪と刑罰』(新琉球史 近世編(上))琉球新報社、一九八九年)。

(12) 比嘉春潮・崎浜秀明著『沖繩の犯科帳』(平凡社、一九六五年)一頁。

(13) 渡辺美季氏「近世琉球の社会と身分―「家譜」という特権」(加藤雄三・大西秀之・佐々木史郎氏編著『東アジア内海世界の交流史』人文書院、二〇〇八年)。

(14) 概要は、崎浜秀明著『沖繩の法典と判例集』（本邦書林、一九八六年）四九五～五三九頁。比嘉注12著書一九七～二六〇頁に拠る。

(15) 平田家の家譜（宿姓家譜）の原本は確認されていないが、写本が残されており、平田家の履歴を知ることができる。仲村顕氏・輝広志氏『琉球陶瓦家譜』（琉球陶器の来た道）沖縄県立博物館・美術館×那覇市立壺屋焼物博物館、二〇一一年）参照。

(16) 崎浜注14著書四九五～四九六頁。

(17) 後生子訟の手続きは部分的ではあるが「規模帳」に規定が確認できる（『仕置2』七七～七八、九六～九七頁）。後生子訟の実例としては「王姓小渡家文書」三九～四〇頁など。

(18) 後生子訟は、生子証文の様式と同じように保証人の署名・押印が必要であった。保証人は一門（父方親類）・母方親類・与中（五人与）となる。与中とは、村ごとに編成され、五つの世帯をもって一つの与とされた組織である。しかし、その実態については未解明な部分が多いとされている（高良倉吉氏執筆「五人組」『大百科』）。

(19) 概要は、崎浜注14著書四六八～四七四頁、比嘉注12著書一五八～一六六頁に拠る。

(20) 崎浜注14著書四七一頁。

(21) 「系紀」は家譜の「紀錄」部分（役職・位階・功績などの履歴）、「系図」は家譜の「世系図」部分を指すか。

詳細は不明だが、家譜から兼雅の情報を消除することに間違いはないと思われる。

(22) 士身分でありながら町方（士身分や町百姓の居住地域。首里・那覇・泊村・久米村で構成される）を離れ、田舎（百姓の居住地域）へ移住するなどして長期間に及び家譜仕次を怠った者が、再び家譜仕次を願い入ることを「縫り入り」という。縫り入りをするときは、後生子訟の手続きが必要であった。「掠入」は縫り入りを装って実行されることが多く（比嘉注12著書一九七～一九八頁）、つまりは後生子訟という形式をとることが多かった。

(23) 「規模帳」に記載された道光二十八（一八四八）年の追加法では「就中年来輕（経、翻刻者注）過訟出候者 壬有之、系図引当加判人之口柄迄ニテハ決着難成差支候儀共有之候」とある（『仕置2』九六～九七頁）。「年来輕過訟出候」とは後生子訟のことであり、時間の経過により家譜（系図）と「加判人」（一門・母方親類・与中などの保証人）の証言の照合が難しくなっている様子がうかがえる。同様の記載は、他の規定にも見える（『規模帳』『仕置2』九八～九九頁）。

(24) 注23で紹介した道光二十八（一八四八）年の追加法の続きには、「右訴（後生子訟）之儀、各頭役方（那覇・泊・久米村といった行政区の責任者）へ為差出、彼所ニテ訟人并生子一門・親類・与中召寄委敷相礼候」（括弧は筆者注）（『仕置2』九六～九七頁）とあり、後生子訟の場合は、那覇・泊・久米村といった各行政区の責任者の許へ生子証文の提出者・保証人を呼び寄せて、詳しく取り調べるよう定められていた。那覇・泊・久米村は、首里から離れており大与座（首里城広福門に設置）は現地の事情に通じていないため、このような措置が取られたのである。首里地域については、大与座が直接提出者・保証人を召し寄せて取り

調べたと思われる。

- (25) 田名真之氏「屋取と詐欺師」(『近世沖縄の素顔』ひるぎ社、一九九八年)。
- (26) 「糺明願の口上覚」(那覇市歴史博物館所蔵、資料コード〇四〇〇〇六六二)。
- (27) 「糺明願の口上覚」には、史料4以外にもいくつか史料が掲載されている。そのなかの後生子訟では「去十七年戊巳年」に賀数里之子に生子証文の手続きを頼んだと記載されている。さらに、この後生子訟によると、賀数へは雍正五(一七二七)年から道光十四(一八三四)年四月までに出生した計四人の生子証文手続きを依頼していたことが判明する。後生子訟のなかで平良筑登之は同治三(一八六四)年正月以降の出生者の生子証文も公認するよう自身で願い出ている。同治三年生の出生者は賀数の依頼に含まれていないことから、依頼時にはまだ出生していなかったと考えられる。そうすると賀数に依頼した時期は道光十四年四月(同治三年正月)に限られる。この間に十三年または十七年が含まれる年は道光十七年しかない。田名氏も詳しく年代考察は記していないが道光十七年と推定している。
- (28) 田名注25著書二九頁。
- (29) 田里友哲氏「沖縄本島の屋取集落」(『論集 沖縄の集落研究』離宇宙社、一九八三年)。
- (30) 崎浜注14著書四六八頁。
- (31) 麻生伸一氏は尚育冊封のときに献金・融資が奨励されたことに注目し、献金は「王府財政を考える上で重要な論点」と指摘する(麻生伸一「琉球王国の財政と外交儀礼―戊冠船をめぐる―」『世界をつなぐ起点と

しての『日本列島史』清文堂出版、二〇一六年)。献金額の変遷と定着については拙稿参照。

(32) 崎浜注14著書四九五～五三九頁、比嘉注12著書一九七～二六〇頁を参考に各人物の役割を抽出した。

(33) 崎浜注14著書五三五～五三六頁、比嘉注12著書二五八頁。

(34) 玉城毅「中下層士の経済基盤」(同著『琉球・沖縄寄留民の歴史人類学』共和国、二〇二二年、一〇四頁)では、一八七三年頃の首里王府の役職数と町方の士の戸主人口を検討している。その成果に拠ると、士身分五三六九人のうち、一三四九人(約二五%)が王府で職に就いていた計算となり、残り約七五%は職が空くのを待つか、あるいは別の生計手段を講じなければならなかったと指摘している。